

北本市道路幅員証明事務取扱要綱

平成29年12月6日

市長 決 裁

平成30年11月28日改正

令和3年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、自動車置場の前面道路の幅員に関する証明（以下「道路幅員証明」という。）の事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象用地)

第2条 この要綱において道路幅員証明の対象とする道路用地等は、北本市都市整備部建設課が所管する次に掲げるものとする。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項に規定する市町村道
- (2) 道路法の適用を受けない道路
- (3) 水路敷
- (4) その他公有地

(申請)

第3条 道路幅員証明を申請する者（以下「申請者」という。）は、道路幅員証明願（別記様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に正副2部提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 公図の写し

2 申請者に代わって一部又は全部の事務を代理する場合は、その代理人が申請書に委任状を添付の上、委任された事務を行うことができるものとする。

(手数料)

第4条 道路幅員証明の交付を受ける者は、北本市手数料条例（平成12年条例第9号）第2条第71号に規定する手数料を納入しなければならない。

（委任）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

（平成30年11月28日改正）

（令和3年4月1日改正）

別記様式（第3条関係）

道路幅員証明願

年 月 日

（宛先）北本市長

住所（所在地）

申請者 氏名（名称及び代表者名）

電話

下記の自動車置場の前面道路の幅員は、メートルであることを証明願います。

記

1 自動車置場の地番 北本市

市街化区域 ・ 市街化調整区域

2 理由

3 添付書類 案内図及び公図の写し

上記の自動車置場の前面道路の幅員は、メートルであることを証明する。

北 証第 号
年 月 日

北本市長

